

# 被災地域住民活動支援事業実施要綱

## 第1 趣旨

被災地域住民活動支援事業（以下「本事業」という。）は、「被災者支援総合交付金実施要綱」（平成27年4月9日付け復本第572号，27文科ス第71号，厚生労働省発雇児0409第3号，厚生労働省発社援0409第11号。以下「国実施要綱」という。）に定める「被災者支援総合事業」に係る交付金の交付を受ける範囲内で実施するものとし、本要綱は、本事業の対象となる事業（以下「個別事業」という。）を、国実施要綱に基づき作成する被災者支援事業その他の取組に関する計画（以下「事業計画」という。）に位置づけるための手続き等について定めるものとする。

## 第2 定義

この要綱において「東日本大震災による被災市町」とは東日本大震災による津波浸水被害が発生した市町を、「被災地域交流拠点施設」とは被災地域交流拠点施設整備事業補助金交付要綱（平成25年4月1日要綱）に基づく被災地域交流拠点施設整備事業補助金の交付を受けて整備された施設をいう。

## 第3 目的

本事業は、東日本大震災による被災市町の自治組織が行う、被災地域交流拠点施設を利用した住民主体の活動の実施を支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与するとともに、コミュニティの再生・構築，教育，学術，文化，地域産業の振興及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。

## 第4 事業計画個票の作成及び提出

### 1 個別事業の実施主体

個別事業の実施主体は、応急仮設住宅もしくは災害公営住宅等の住民による自治会又は当該住宅周辺の地域住民により組織される自治会又はその連合体とする。

### 2 事業計画個票の提出

個別事業を事業計画に位置づけることを希望する者は、別に定める期限までに、国実施要綱様式1-3，同添付書類①及び同添付書類aにより事業計画個票を作成し、別添様式1により作成した提出書に添えて知事宛て提出しなければならない。

### 3 事業計画個票の変更

事業計画個票を提出した者は、当該事業計画個票について変更を行う場合には、

速やかに、変更後の事業計画個票を別添様式2により作成した提出書に添えて知事宛て提出しなければならない。

## 第5 事業の内容等

個別事業の内容等は、別表1に定めるとおりとする。

## 第6 交付可能額の通知

知事は、事業計画個票を提出した者に対し、国実施要綱第7による国の交付可能額を踏まえ、交付可能額を通知するものとする。

## 第7 交付申請

第6により交付可能額の通知を受けた者は、知事が別に定める交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、知事に対して交付の申請を行うものとする。

## 第8 交付金の執行

### 1 交付決定前の着手

#### (1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

交付可能額の通知を受けた者は、当該通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（別添様式3）を知事に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### (2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

事業計画個票を提出した者は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、事業に着手する必要が生じた場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（別添様式4）を知事に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### (3) 交付決定前の着手に関する留意事項

交付決定の前に事業に着手する者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。

### 2 費用の縮減

個別事業の実施主体は、事業の実施に当たっては、費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

#### 第9 修正後の事業計画の提出

個別事業の実施主体は、交付可能額の通知を受けた後、事業計画個票の修正が必要な場合には、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した事業計画個票を知事に提出するものとする。

#### 第10 事業計画の実績に関する評価

個別事業の実施主体は、事業計画個票に掲げる目標の達成状況及び事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、国実施要綱様式6により別紙当該計画の実績に関する評価票を作成することとする。当該評価票については、交付要綱に定めるところにより提出する実績報告に併せて、別添様式5により、知事に提出するものとする。

本条の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

#### 第11 必要事項の報告及び資料の提出

知事は、個別事業の実施主体に対し、本要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

#### 第12 その他

その他本事業の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、交付要綱に定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。